

「平成10年税制—土地税制の抜本的見直し（地価税の適用停止、譲渡益課税の軽減、事業用資産の買換え特例の拡充、特別土地保有税の見直し）、住宅ローン減税の大幅拡充」

（地価税）

- ・平成10年1月1日より当分の間、課税しない。

（所得税）

- ・長期譲渡所得に係る分離課税率（4千万円以下20%、4千万円超8千万円以下25%、8千万円超30%）を6千万円以下の部分20%、6千万円超の部分25%に引下げ。（平成10年1月1日～）

（法人税）

- ・一般土地譲渡益重課制度（5%追加課税）は適用しない。
- ・短期土地譲渡益重課制度（10%追加課税）は適用しない。
- ・超短期土地譲渡益重課制度（15%追加課税）は適用しない。

（所得税・法人税）

- ・既成市街地等の内から外への買換え特例について、近郊整備地帯等への買換えに係る課税繰延率の引上げ（60%→80%）、譲渡資産の貸付用除外規定の廃止。
- ・長期保有土地等から償却資産への買換え特例について、課税繰延率の引上げ（60%→80%）、買換え資産に関する地域限定要件の廃止、買換え資産に土地等を追加、譲渡資産の要件を所有期間10年超に緩和。

（特別土地保有税）

- ・市街化区域内の土地で、保有期間が10年を超えるものについて課税対象から除外。

- ・三大都市圏の特定市の免税点の特例（1,000㎡以上）を廃止。
- ・課税標準について、土地の取得価額と修正取得価額（当該土地の取得価額を全国全用途地価の変動を勘案して修正した額）のいずれか低い方の価額への変更を認める。
- ・免除土地として使用しようとする場合における徴収猶予制度を創設。

(所得税)

- ・住宅ローン減税について、
 - ① 所得要件について、2,000万円から3,000万円に引上げ。
 - ② 税額控除率に関し、ローン残高の内、1,000万円以下の部分について、
 - ・平成10年中に居住した場合の3年目を1.5%から2%に引上げ、
 - ・平成11年中に居住した場合、1・2年目を1.5%から2%に引上げ、
 - ・平成12年中に居住した場合、1・2年目を1%から1.5%に引上げ。